（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得若しくは株式への一任運用若しくは議決権の取得又は当該株式若しくは持分の取得若しくは当該株式への一任運用若しくは当該議決権の取得をした後における当該株式若しくは持分若しくは議決権の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

［二・三　略］

四　当該届出に係る共同議決権等行使同意取得又は当該共同議決権等行使同意取得をした後における当該共同議決権等行使同意取得の解除　別紙様式第二十二の二

2　第三条第三項第九号に掲げる行為を行つたもの（以下この項において「引受者」という。）が、当該行為に係る上場会社等の株式又は議決権の取得を行つた日の翌日に所有し、又は保有することとなつた次に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有し、又は保有することとなつた当該上場会社等の株式又は議決権について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　当該引受者が直接に所有する当該上場会社等の株式の数と当該引受者を令第二条第四項の株式取得者とした場合に同項各号に掲げるものに該当することとなる非居住者である個人又は法人等（次号において「引受者の密接関係者」という。）が直接に所有する当該上場会社等の株式の数とを合計した株式の数

二　当該引受者の保有等議決権数（令第二条第九項第三号ロ⑵に規定する保有等議決権数をいう。以下この号において同じ。）と当該引受者の密接関係者の保有等議決権数とを合計した純議決権数

3　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式又は議決権の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。）が所有し、又は保有する前項各号に掲げる当該上場会社等の株式の数又は議決権の数の当該上場会社等の発行済株式の総数又は総株主の議決権の数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有又は議決権の保有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［4～6　略］

（令第六条の五の規定に基づく報告）

第七条　法第二十七条第一項又は法第二十八条第一項の規定による届出をしたものが、次の各号に掲げる行為をした場合には、当該行為の区分に応じ、当該各号に定める様式による報告書を、当該行為を行つた日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

一　当該届出に係る株式若しくは持分（特別の法律により設立された法人の発行する出資証券を含む。）の取得若しくは株式への一任運用又は当該株式若しくは持分の取得若しくは当該株式への一任運用をした後における当該株式若しくは持分の全部若しくは一部の処分　別紙様式第十九

［二・三　同上］

［号を加える。］

2　第三条第三項第九号に掲げる行為を行つたものが、当該行為に係る上場会社等の株式の取得を行つた日の翌日に所有することとなつた当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十以上となる場合には、所有することとなつた当該上場会社等の株式について、別紙様式第十一による報告書を、当該行為を行つた日の属する月の翌月十五日までに、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［号を加える。］

3　前項に規定する報告書を提出したもの（当該報告書に係る上場会社等の株式の取得が令第三条第二項各号に掲げる対内直接投資等に該当する場合に限る。）が所有する当該上場会社等の株式の数の当該上場会社等の発行済株式の総数に占める割合が百分の十未満となつた場合には、当該上場会社等の株式の所有の状況について、別紙様式第十九による報告書を、その事実の発生の日から三十日以内に、日本銀行を経由して財務大臣及び事業所管大臣に提出しなければならない。この場合において、提出すべき報告書の通数は、当該事業所管大臣の数に一を加えた数とする。

［4～6　同上］